

社会福祉法人 日置福祉会
日中一時支援事業運営規程

(目的・方針)

第1条 在宅の障害者（児）が住み慣れた地域での生活を支援するため、社会福祉法人日置福祉会が設置経営する生活介護事業所なないろ（以下「事業所」という。）の備えている人的、物的機能を活用し、在宅障害者（児）を日常的に介護している家族の就労支援、一時的な休息及びその他の理由による一時的な保護又は指導を必要とする場合、当該障害者（児）を事業所に保護することにより、在宅障害者（児）及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(職 員)

第2条 日中一時支援事業の職員は、事業所の職員が兼務することとし、次のとおりとする。

管理者	1名
生活支援員	3名以上
看護師	1名
事務員	1名
調理員	3名

2 前項のほか、必要に応じ他の職種の職員を置くことができる。

(職 務)

第3条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所を代表し、理事長の命を受けて業務を統理する。
- (2) 生活支援員は、利用者の生活能力向上に係る支援及び日常生活上の介護、援助を行うとともに各種活動の機会の提供を行う。
- (3) 看護師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 事務員は庶務会計事務を処理する。
- (5) 調理員は作成した献立表に基づき、調理業務に従事する。

(利用定員)

第4条 日中一時支援事業の利用定員は、事業所毎に1日5名以内とする。ただし、緊急やむを得ない事態による場合は、市町村長と協議を行うものとする。

(日中一時支援事業の内容)

第5条 居宅においてその介護を行う者の就労支援その他の理由により日中における一時的な支援を必要とする者を対象に、次のサービスを提供する。

- (1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってサービスを行う。
- (2) 食事を希望する利用者については、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好等を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。

(3) 日中一時支援事業の利用時間は、祝日・事業所の定める休日を除き基本事業（4時間未満・4時間以上8時間未満・8時間以上）とする。

(利用者から徴収する額)

第6条 事業所が利用者から徴収する費用の額は、市町村長が定める委託料にかかる費用のうち、市町村において決定された本人負担額とし、このほか、日中一時支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。

(送迎の実施地域)

第7条 利用者の送迎は、保護者が行うことを原則とするが、困難な場合等は事業所の送迎バスを利用する等、別途考慮する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者がサービスの提供を受ける際は、次のことに留意しなければならない。

- (1) 利用者は事業所で定めた日課を守り、管理者及びその他職員の指示に従い共同生活の秩序を保ち、お互いの融和に努めなければならない。
- (2) 利用者は故意に事業所の設備や物品に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、又は原形復旧の責任を負わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに囑託医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者又は防火管理者は、非常事態、その他緊急の事態に備えてその対策を立て、年2回以上、利用者及び職員の防火避難訓練を行うものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、虐待を防止するために、研修の実施等により、職員の人権意識、利用者支援に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。

(苦情解決)

第12条 法人は、本事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 法人は、本事業に関し、利用者等からの苦情に関して市町村又は都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村又は都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当法人は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

(秘密の保持)

第13条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、退職後、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、退職届にその旨を記載することとする。

3 法人は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得るものとする。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項で規定のない部分については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年11月1日から施行する。